

京都市告示第170号

京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から、京都芸術センター条例第4条ただし書の規定に基づき、京都芸術センターの臨時開所時間の変更及び休所について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成27年 5月25日

京都市長 門川大作

京都芸術センターについて、平成27年7月14日（火）から同月16日（木）まで、午後5時以降を閉館する。また、平成27年8月14日（金）から同月16日（日）までについては、臨時休所とする。

（理由）

臨時開所時間の変更については、当該期間が、祇園祭山鉾巡行の直前の時期に当たり、京都芸術センター入口に面している室町通付近が出店等で非常に混雑し、センター運営に支障を来すおそれがあるため。また、臨時休所については、当該期間に、施設のメンテナンスを行うため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）